

●コラム● 京都議定書目標達成計画

京都議定書の発効を受け、政府は、平成17年4月28日に京都議定書目標達成計画を閣議決定しました。

■目標達成のための対策と施策

1 温室効果ガスごとの対策・施策

(1) 温室効果ガス排出削減

①エネルギー起源 CO₂

- ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
- ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省 CO₂ 型に変革する対策」

②非エネルギー起源 CO₂

- ・混合セメントの利用拡大等

③メタン

- ・廃棄物の最終処分量の削減等

④一酸化二窒素

- ・下水汚泥焼却施設等における燃焼の高度化等

⑤代替フロン等3ガス

- ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発等

(2) 森林吸収源

- ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり等

(3) 京都メカニズム

- ・海外における排出削減等事業を推進

2 横断的施策

- 国民運動の展開 ○公的機関の率先的取組み ○排出量の算定・報告・公表制度
- ポリシーミックスの活用

3 基盤的施設

- 排出量・吸収量の算定体制の整備 ○技術開発、調査研究の推進
- 国際的連携の確保、国際協力の推進

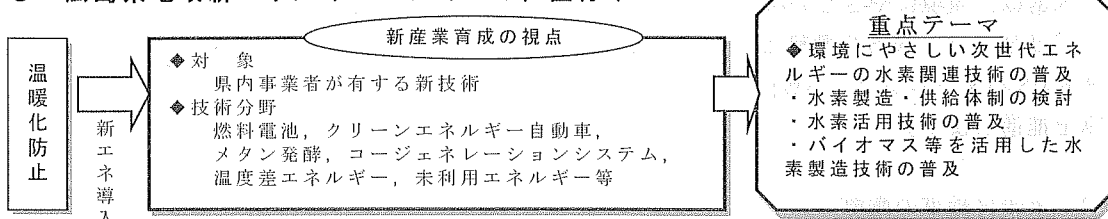
■温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010年度現状対策ケース(目標に比べ+12%*)からの削減量
温室効果ガス	2010年度排出量(百万t-CO ₂)	1990年度比(基準年総排出量比)	※2002年度実績(+13.6%)から経済成長等による増。現行対策の継続による削減を見込んだ2010年見込み
①エネルギー起源 CO ₂	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源 CO ₂	70	▲0.3%	▲0.4%
③メタン	20	▲0.4%	
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左) ▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	*(同左) ▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲12%

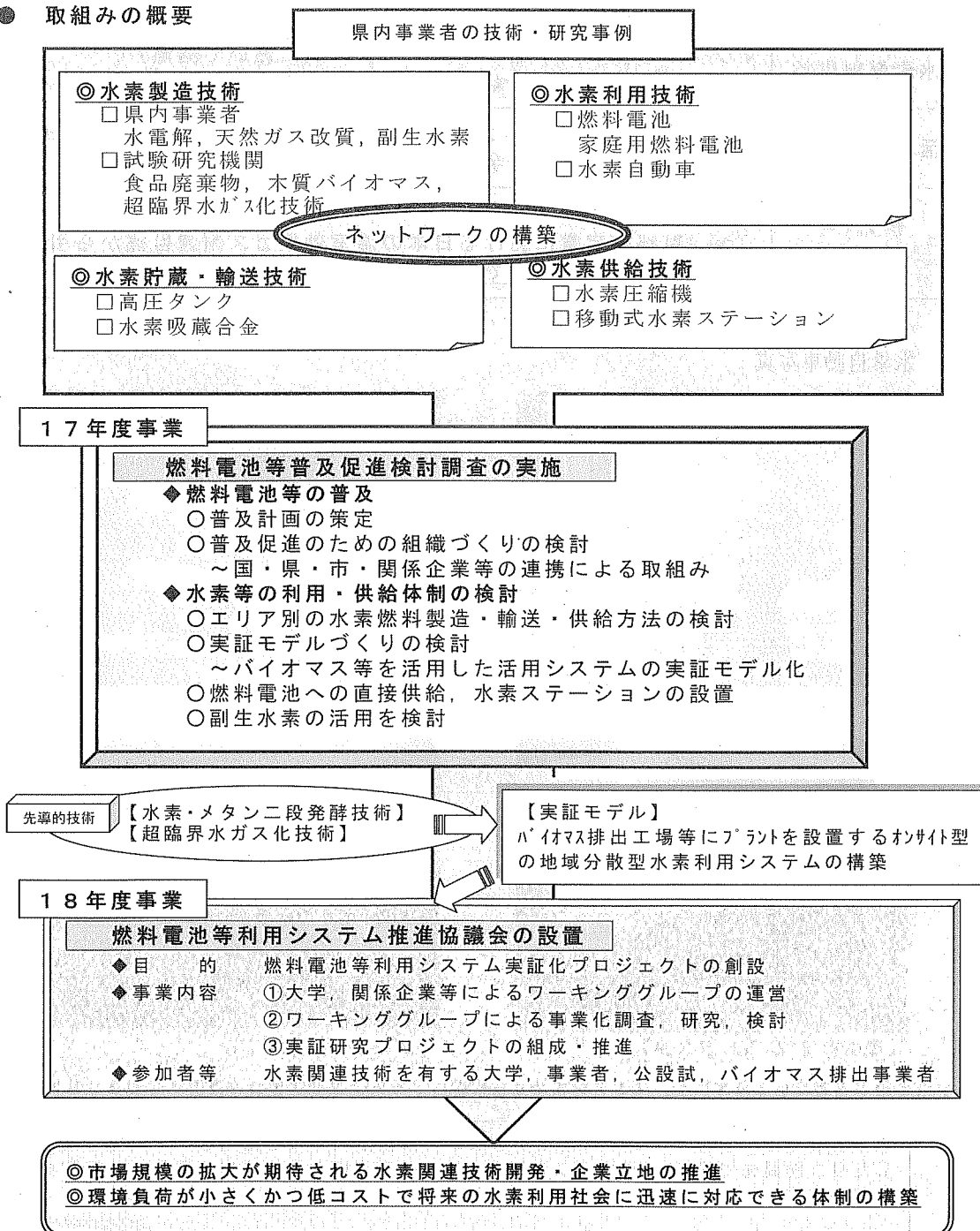
*削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

●コラム● 水素関連技術の普及を目指した取組み

● 広島県地域新エネルギービジョンの位置付け



● 取組みの概要



●コラム● 環境にやさしい水素自動車の導入

水素は、環境にやさしい次世代のクリーンエネルギーとして注目されています。

広島県では、水素を燃料とする“水素ロータリーエンジン”を搭載した水素自動車「マツダRX8ハイドロジェンRE」を全国の自治体で初めて導入し、地球温暖化防止に向けた取組みを推進します。

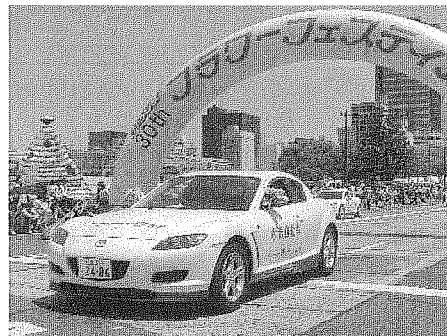
○ 水素自動車の概要

リ ー ス 期 間	平成18年4月21日 ～ 平成20年10月20日（30ヶ月間）
水素燃料供給	マツダから提供（宇品水素ステーションにおいて給燃） ※ ガソリンは各自で給油となります（県以外の機関・団体のみ）。
活 用 方 法	県及び市町の環境イベント等での展示，屋外陸上競技大会での伴走，学校における環境学習教材 等
ナンバープレート	24-06 ⇒ 京都議定書における日本の温室効果ガス削減目標から引用（平成24年度までに平成2年度比で6%削減）

○ 水素自動車写真



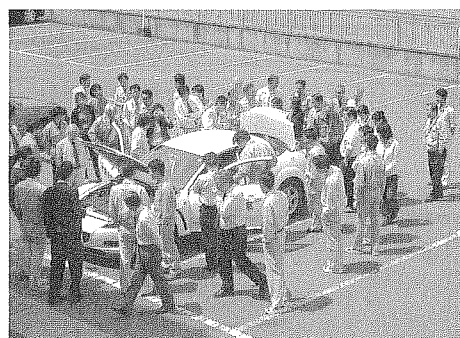
【納車式】



【フラワーフェスティバル】



【環境の日 ひろしま大会】



【出張先での展示】

※水素自動車を運転するためには、マツダ株式会社技術者による安全運転講習会の受講が必要となります。

水素自動車は、各種イベントに活用するほか、公務出張等にも活用し、一般道を走行したり、訪問先で展示・PRすることによって、地球温暖化防止を広く県民へ普及啓発しています。

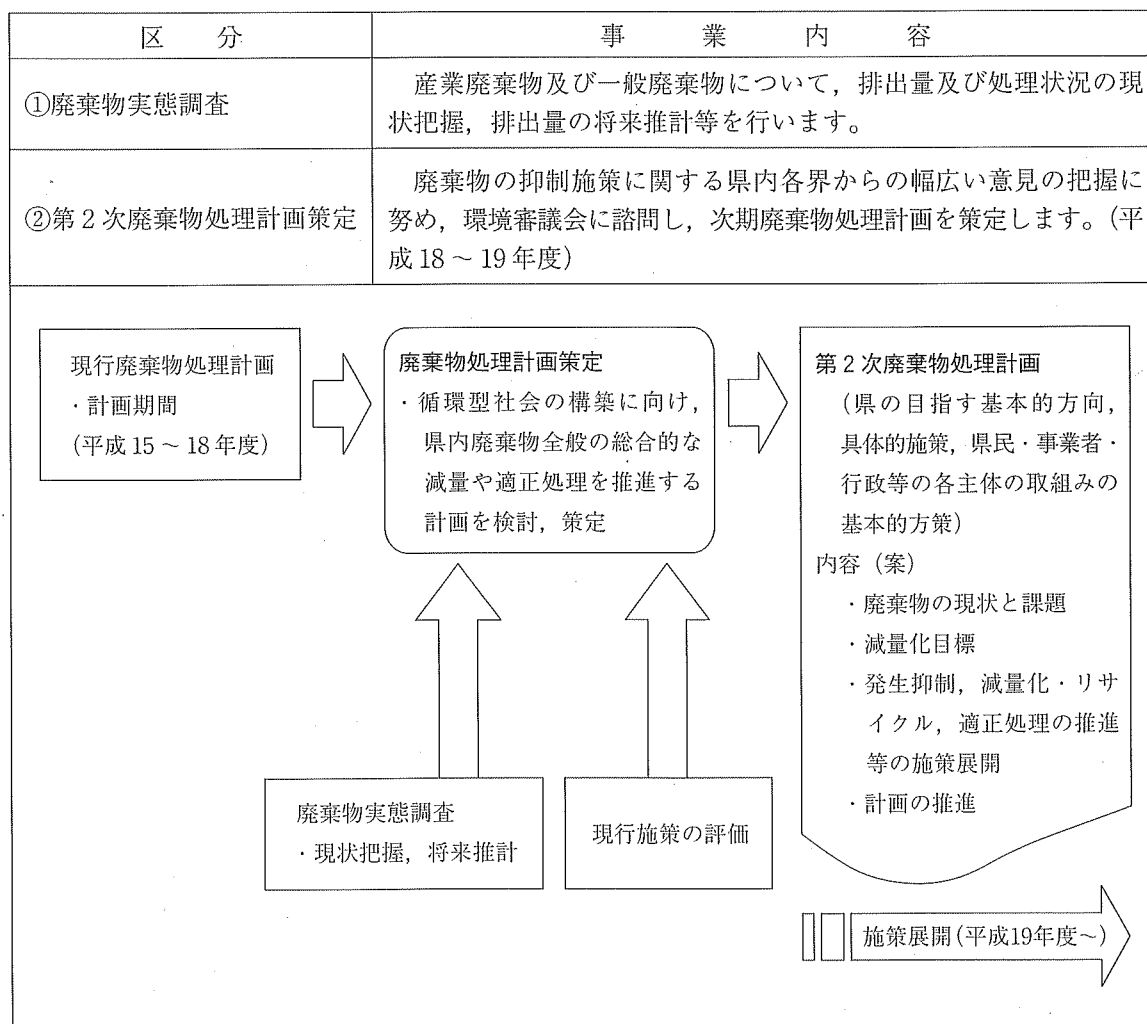
●コラム● 廃棄物処理計画策定事業

1 目 的

廃棄物の大量排出，不法投棄，最終処分場の逼迫等廃棄物問題への対応が引き続き緊急の課題となっています。このような状況を踏まえ，廃棄物対策の基本となる廃棄物処理計画の計画期間到来に伴い，次期廃棄物処理計画を策定し，循環型社会への転換を推進します。

2 事業の概要

廃棄物実態調査を行い，その調査結果や本県の廃棄物を取り巻く特性等を踏まえ，産業廃棄物及び一般廃棄物に係る総合的な廃棄物処理計画を策定します。



●コラム● 広島県リサイクル製品登録制度

【目的】

県内産のリサイクル製品を登録し、登録製品の情報を豊富に提供することにより、県内におけるリサイクル製品の利用促進を通じて、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化、リサイクル産業の育成を図ります。

【登録対象製品】

- ①県内で生産等をされる製品であること。
- ②その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。
- ③申請時において既に県内で販売されている製品であること。
- ④当該製品の使用又は購入を推奨することが適当であると認められること。
- ⑤広島県リサイクル製品登録基準を満たしていること。

【登録を受けると】

申請者に登録証を交付するとともに、県のホームページやパンフレット等で製品の情報を紹介することによって、公共事業をはじめ県民や事業者へ使用の促進を図ります。

【登録リサイクル製品の内容】

製品数：350 製品（平成 17 年度末時点）

主な製品の品目：再生砕石、再生加熱アスファルト混合物、
インターロッキングブロック、緑化基盤材・
吹付材、有機肥料、など

登録の手続き

申請者（リサイクル製品の製造事業者）



管轄の地域事務所に申請書を提出
（広島市内の事業者の方は財団法人広島県環境保全公社に申請書を提出）

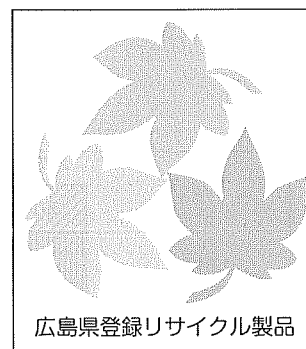


（財）広島県環境保全公社で受付・審査
県（循環型社会推進室）による審査・登録

登録の有効期間：3年間



登録製品情報をホームページ等で紹介



登録マーク

登録製品の詳細情報は、広島県環境部ホームページ「エコひろしま」でご覧になれます。

<http://www.pref.hiroshima.jp/eco/>

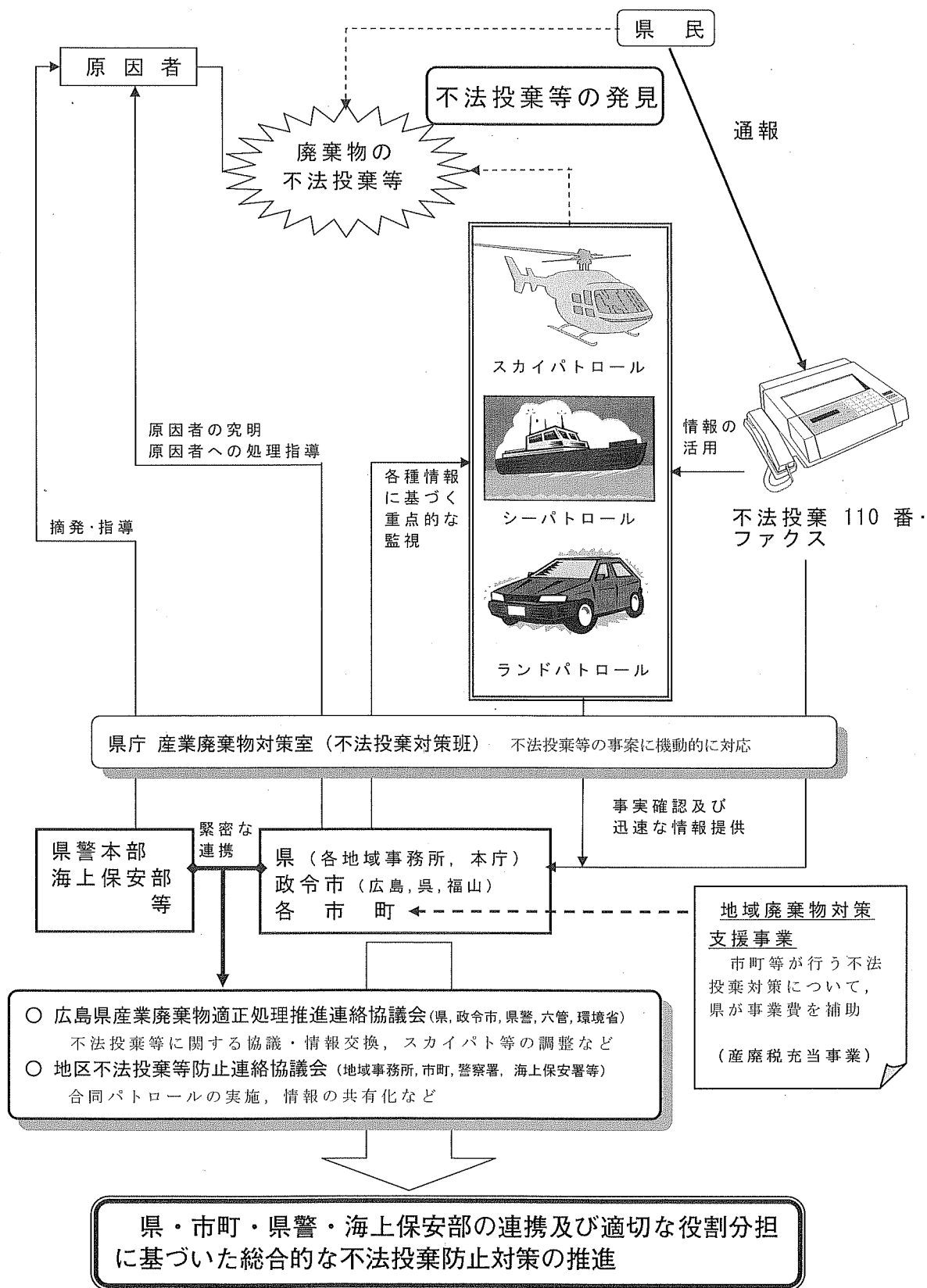
→リサイクル関連情報 →「廃棄物・リサイクル」をクリック

→「リサイクル製品登録制度」

○申請方法・制度の概要

○広島県登録リサイクル製品の紹介

●コラム● 廃棄物不法投棄等対策の体系



●コラム● 健やかな流域づくり事業 ～流域環境フォーラムの開催～

【目的】

広島県では平成17年3月に「健やかな流域づくり構想（黒瀬川モデル）」を策定し、住民・事業者・大学・行政などの多様な主体の協働・連携による特色ある流域づくりを進めてきました。

このフォーラムは、県内の流域関係者による活動事例発表や意見交換を行い健やかな流域づくりを普及することを目的に開催しました。

【開催日時等】

- ・ 日時 平成17年10月29日（土）13：30～16：30
- ・ 場所 東広島市黒瀬文化センター（東広島市黒瀬町菅田10番地）
- ・ 主催 広島県
- ・ 共催 呉市，東広島市，財団法人広島県環境保健協会，黒瀬川流域連絡会議

【プログラム】

〈取組事例発表〉

- ・ 山での活動 ・ ため池での活動 ・ 川での活動 ・ 河口での活動 について発表しました。

〈パネルディスカッション〉

- ・ 県内流域における環境保全活動について意見交換をしました。

【フォーラムの様子】

約300人の参加者があり、意見交換では会場からも活発な意見が出されました。また、ロビーには黒瀬川流域で活動に取り組む団体のパネル展示を行い、来場者が熱心に見学していました。



●コラム● 汚れた水をきれいにし、川や海を守る浄化槽

【浄化槽】

浄化槽（図1）とは、人間の活動で汚れた水を微生物の働きできれいにし、川や海を守るための装置です。川や海で泳いだり、川沿いや海辺を歩いたりすることは気持ちのいいものです。しかし、家庭や事業所のトイレや台所から出る汚れた水をそのまま川に流すと、せつかくの環境が台無しです。自然の恵みである水を使った後は、できるだけきれいにしてから川に戻さなければいけません。



図1 浄化槽断面図

【浄化槽法】

浄化槽で確実に川や海的环境を守るために、浄化槽法という法律が定められています。浄化槽の設置届出義務、維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の義務などを定めた法律です。

【浄化槽法の改正】

浄化槽法の一部が平成17年5月に改正されました。改正内容のうちで、県民に深く関係することは、次の2点です。

- ・ 法定検査の受検促進のため、県の指導・監督権限を強化。
- ・ 浄化槽の使用を終了した場合に、30日以内に廃止届の提出を義務付け。

改正の内容は平成18年2月1日から適用されています。

なお、法定検査を受けない場合や、廃止届を提出していない場合は、罰則が適用されることがありますので注意してください。

【浄化槽の維持管理】

浄化槽の「保守点検」とは、浄化槽に空気を送り込む機械の修理や、消毒液の補給などのメンテナンス（図2）。「清掃」とは、浄化槽を使用することでたまる汚泥（おでい）を引き抜く作業（図3）などです。「法定検査」とは、浄化槽の維持管理がしっかり行われているかを、県が指定した機関が確認する検査（図4）です。



図2 保守点検



図3 清掃

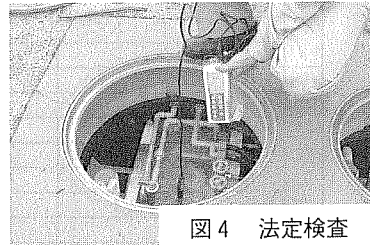


図4 法定検査

浄化槽を正しく管理することにより水環境を保全しましょう！

●コラム● 河川の水生生物による水質調査

【実施主体名等】

小学校・中学校・高等学校・公衆衛生推進協議会・民間団体・行政等

【目的】

誰もが手軽に川の汚れぐあいを調査することができます。このため、身近な自然に触れる機会も増え、水環境への関心を高める絶好の機会となります。

【調査概要】

川底や川岸にある石のうらなどに生息する生物の種類は、水の汚れの影響を反映しています。これらの指標となる生物の種類毎の出現状況を調べて川の水質を判定します。平成17年度は、延べ1,036人の方が調査に参加しました。全国では約8万6千人が参加しています。

【調査結果】

①参加団体

区 分	平成17年度
小 学 校	18
中 学 校	1
高 等 学 校	1
公衆衛生推進協議会等	12
民 間 団 体	2
行 政 等	6
合 計	40

②水質ランク別調査地点数

ランク	平成17年度	
	地点数	割合 (%)
きれいな水 I	28	31.5
少し汚れた水 II	51	57.3
きたない水 III	9	10.1
大変きたない水 IV	1	1.1
合計	89	100

③指標生物の出現状況

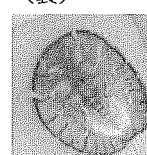
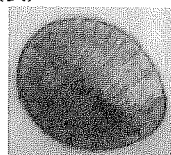
水質 階級	指標生物の種類	指標生物の出現状況	
		出現地点数	出現率
きれいな水	1 アミカ	0	0.0%
	2 ウズムシ	28	31.5%
	3 カワゲラ	30	33.7%
	4 サワガニ	26	29.2%
	5 ナガレトビケラ	24	27.0%
	6 ヒラタカゲロウ	31	34.8%
	7 ブユ	18	20.2%
	8 ヘビトンボ	25	28.1%
	9 ヤマトビケラ	11	12.4%
少し汚れた水	10 イシマキガイ	2	2.2%
	11 オオシマトビケラ	17	19.1%
	12 カワニナ	68	76.4%
	13 ゲンジボタル	7	7.9%
	14 コオニヤンマ	44	49.4%
	15 コガタシマトビケ	53	59.6%
	16 スジエビ	20	22.5%
	17 ヒラタドロムシ	23	25.8%
	18 ヤマトシジミ	0	0.0%
きたない水	19 イソコツブムシ	0	0.0%
	20 タイコウチ	5	5.6%
	21 タニシ	13	14.6%
	22 ニホンドロソコエ	0	0.0%
	23 ヒル	46	51.7%
	24 ミズカマキリ	4	4.5%
	25 ミズムシ	29	32.6%
	26 アメリカザリガニ	4	4.5%
	27 エラミミズ	5	5.6%
大変きたない水	28 サカマキガイ	9	10.1%
	29 セスジユスリカ	9	10.1%
	30 チョウバエ	0	0.0%
	合計地点数	551	

資料：県環境対策室、呉市、福山市



(ドキドキ…、この川にはどんな生物がいるのかな)

ヒラタドロムシ（少しきたない水に住む生物）
(表) (裏)



大きさは1cmぐらい

(出典：三重県みえのうみホームページ)

●コラム● アスベスト廃棄物溶融新技術実証事業

【事業概要】

1 補助事業の目的等

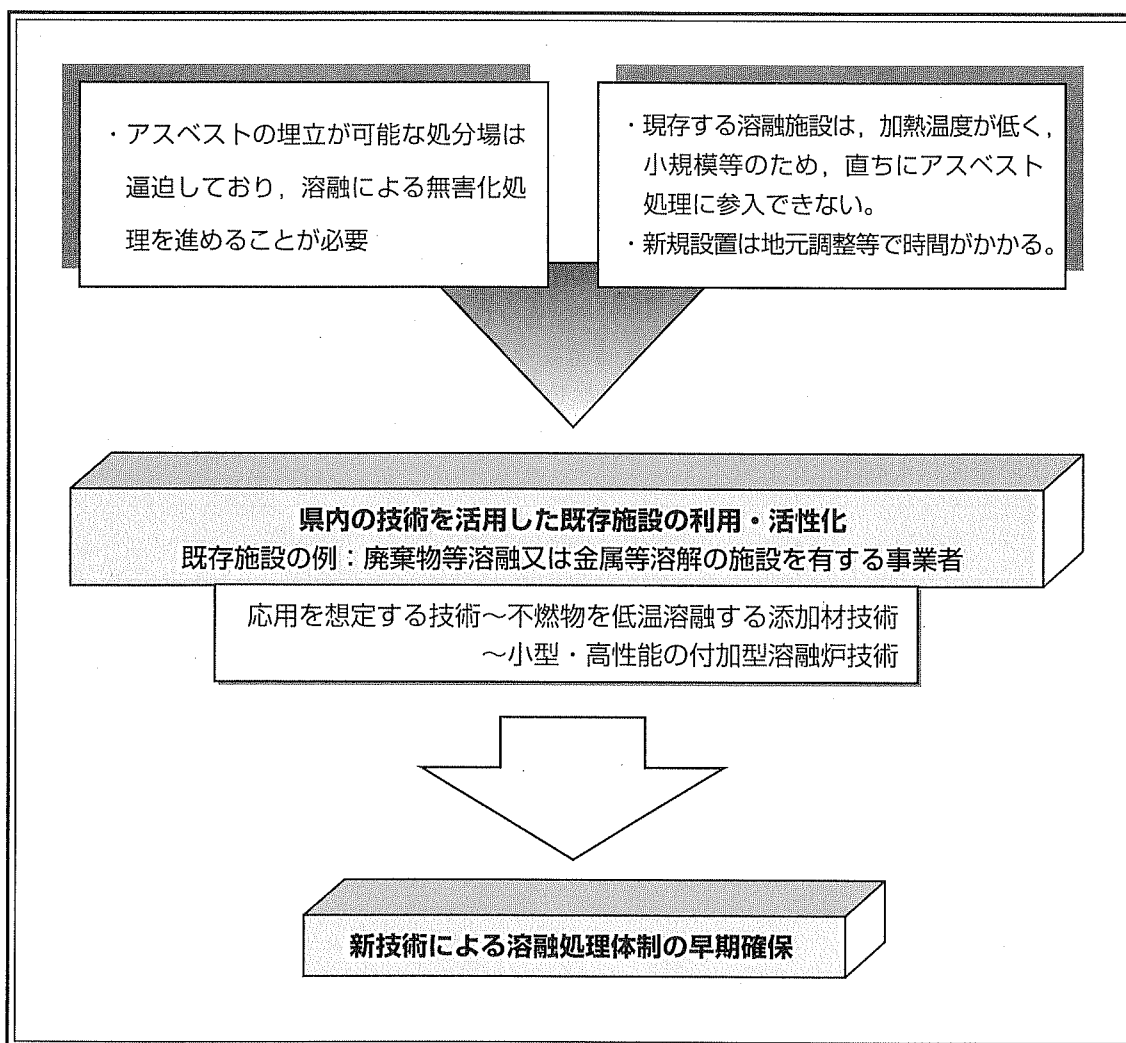
アスベスト廃棄物の県内処理体制の確保を図るため、1500℃以下の温度でアスベスト廃棄物を無害化するなど、実用化段階にあって早期事業化が期待できる新たな溶融技術の開発及び実証研究に要する経費を助成します。

2 補助金等

- 予算額：4,000万円
- 補助金額：補助率4分の3，上限2,000万円
- 事業期間：補助金交付決定日から平成19年3月31日まで

3 採択結果

4月3日～4月21日の期間、事業申請者を募集し、学識経験者等で構成する審査会で審査した結果、無機系アルカリ成分を添加して融点を下げる技術や電磁反応による加熱によって溶融する技術など3件の採択を決定しました。



●コラム● ミヤジマトンボ生息環境整備

【実施主体】

ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会，環境省，広島県，廿日市市，ボランティア他

【目的】

「広島県野生生物の種の保護に関する条例」の特定野生生物種であるミヤジマトンボについて、将来にわたり安定した状態で維持・存続させることを目的とする。

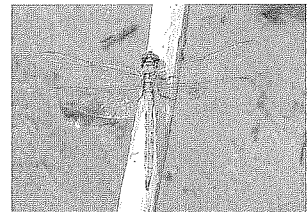
【事業概要】

◆現状

ミヤジマトンボはトンボ科シオカラトンボ属のトンボであり、海水の侵入する湿地に生息し、幼虫は塩分濃度の高い湿地底部で成長する特異な生態を持つ。日本国内でも宮島にしか生息が確認されておらず、現在の生息地は、一部の湿地に限られている。

環境の変化により生息場所が狭められており、存続が危ぶまれているため、「広島県野生生物の種の保護に関する条例」で特定野生生物種（捕獲の許可が必要）に指定している。

生息地は台風等によって砂が押し寄せ、埋ったり、排水が阻害されてプール状になり、ミヤジマトンボの繁殖に不適な状態となっている。



【ミヤジマトンボ 成虫】

◆生息環境整備

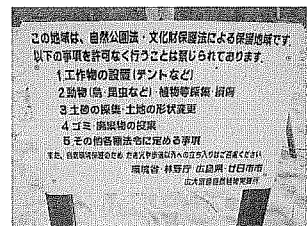
生息地の砂を除去し、排水路を確保して生息環境を整備するため、ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会を中心とした、行政、ボランティアを含む32名により、排水路の掘削、土嚢積を行い、また、ヒトモトススキが密集して生息地を覆っている箇所や、ゴミが散乱している箇所については、草刈りや清掃作業を行った。



【水路掘削】

◆違法捕獲対策

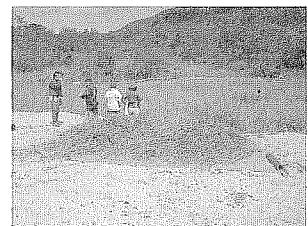
最近、マニアによる違法捕獲が疑われる事例が確認されたため、看板を設置し、捕獲禁止の周知を図っている。



【看板設置】

◆今後の課題

生息地の環境整備のほか、人工増殖による個体数の維持や代替生息地の確保等の検討を進める必要があるため、保護管理に係る具体的な方策や実施方法について、ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会を通じて、専門家や関係機関等と連携して取り組むこととしている。



【草刈作業】

●コラム● 八幡湿原自然再生事業

【目的】

自然再生推進法に基づき、過去に人為により損なわれた自然環境（湿原）を取り戻すことを目的とします。

【事業対象地】

広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約17.56ヘクタール（西中国山地国定公園内）

【事業概要】

八幡湿原自然再生事業は、地域住民、専門家、NPOや行政団体などで組織する八幡湿原自然再生協議会で協議を行い、科学的知見に基づいて進めます。これまでに決定したことは次のとおりです。

○ 自然再生のキャッチフレーズ

「命の環^わつなげる」

○ 自然再生の目標

現在残されている最も古い文献資料をもとに、昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指します。

○ 自然再生手法

非湿地性植物の除去や伐開。土地を湿潤化するための排水路等の撤去、堰堤及び導水路の設置、表土除去等を行い、湿原生態系の回復を目指します。

○ 維持管理及び環境学習について

湿原の維持管理については、地域住民や県民との協働のもとに行います。また、事業対象地は環境学習の場としても活用する予定です。

○ 今後のスケジュール

平成18年度 八幡湿原自然再生実施計画策定

平成19～21年度 自然再生工事実施

八幡湿原自然再生協議会について

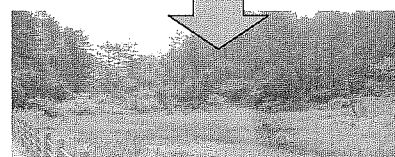
- ・ 会長：中越信和（広島大学教授）
- ・ 副会長：岡本 進（北広島町助役）
- ・ 構成員36名（平成18年7月現在）
（内訳）専門家3名、地元住民代表2名、公募委員（個人）15名、公募委員（団体・法人）10名、環境省1名、北広島町2名、広島県3名
- ・ 平成16年11月の設置以来、平成18年6月までに計6回の協議会を開催。



事業対象地の現状



再生後のイメージ



（写真は事業対象地の近隣の湿原の様子）



八幡湿原自然再生協議会の様子

●コラム● 田んぼの生き物調査

〔実施主体名〕

広島県，広島県土地改良事業団体連合会（水土里ネットひろしま）

〔協力団体等〕

関係市町，関係土地改良区

〔参加者〕

小学校高学年等（クラス単位）

〔目的〕

「田んぼの生きもの調査」は，農業農村整備事業実施後の地区において，どういう生きものが，どのくらい，どのような環境で生息しているのかを把握し，生きものや環境に配慮したより良い施設整備を推進していくことを目的とし，また地域の環境教育，環境保全活動に資するため，平成13年度から全国的に実施されており，今年で5回目を数えます。

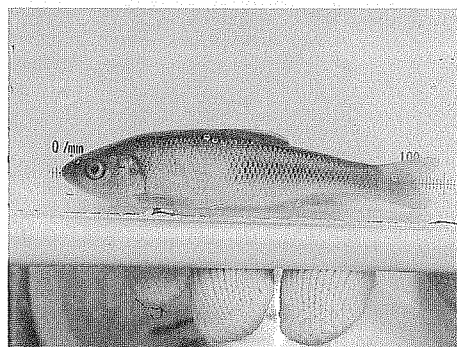
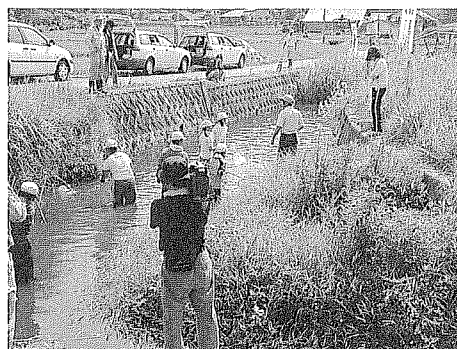
〔実施状況〕

水路の幅や水深を測る「測量班」，魚を捕まえるためのわなを設置する「わな班」，水温や水質を調べる「環境班」の3班体制で調査を実施し，この後，網を持って水路で魚を捕獲したり，田んぼの畦畔でかえるを捕まえたりします。

地元の小学生でも，最近は水路で遊ぶという機会もあまりないようで，どの児童も目を輝かせて，ずぶぬれになりながらも魚を追いかけています。

これまでの調査で，水路でカワムツ，ドンコ，ギギ，ヨシノボリ，ブルーギル，田んぼでトノサマガエル，アマガエルなどが確認されています。

今後も，本調査を地域の方々と一緒に実施し，農業農村の多面的機能や環境との調和に配慮した農業農村整備事業を広くPRしていきます。



取り組みの経過・内容

年度	調査場所	参加小学校	参加人数	捕獲した主な生き物
14年度	北広島町 (県営ほ場整備地区)	北広島町立大塚小学校 3・4・5年生	8人	カワムツ，ドンコ，トノサマガエル等
15年度	世羅町 (県営ほ場整備地区)	世羅町立東小学校 4年生	10人	カワムツ，メダカ，ドジョウ， トノサマガエル等
16年度	安芸高田市 (県営ほ場整備地区)	安芸高田市立来原小学校 5年生	15人	カワムツ，メダカ，ドジョウ， トノサマガエル，アマガエル等
17年度	三原市 (県営ほ場整備地区)	一般住民参加	18人	カワムツ，メダカ，ドジョウ， タカハヤ，ヨシノボリ，アマ ガエル，ヌマガエル等

●コラム● 「景観の日」・「景観法」について

【景観の日】

平成18年度から、国において景観法の施行日である6月1日が「景観の日」に制定され、基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的とし、同日を中心に各種の普及啓発活動を全国的に展開していくこととなりました。

広島県においても、6月3・4日に「環境の日広島大会」の会場に景観コーナーを設け、ポスターなどを展示し、普及啓発活動を実施しました。

【景観法の概要】

景観に関する総合的な法律である「景観法」が平成16年6月18日に公布され、平成17年6月1日から完全施行されました。

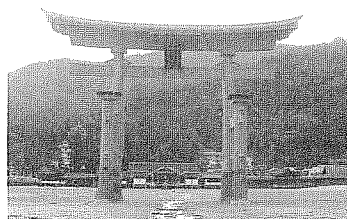
景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土を形成するため、基本理念をはじめとし、国や地方公共団体等の責務、景観行政団体による景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制等について定められています。

※景観法では、景観行政を担う主体として「景観行政団体」が位置付けられています。

県、政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町は県との協議・同意により景観行政団体になることができ、その地域の特色を活かした景観計画を策定し、さまざまな取組みを推進していきます。



景観法の枠組み



基本理念（一部抜粋）

- ・良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です。
- ・良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらの調和した土地利用がなされる必要があります。
- ・景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創造を含むものです。

景観計画

- 地域の特徴を活かした、良好な景観の形成に関する計画を定めます。

景観協定

- 住民の全員合意によるきめ細やかなルール作りが可能です。

景観重要公共施設

- 景観上重要な公共施設は、景観計画に基づいて整備します。

景観重要建造物・樹木

- 景観上重要な建築物、樹木を指定し、積極的に保全していきます。

●コラム● せとうち海援隊

【団体名】

江田島市立大君小学校

【活動の概要】

江田島市立大君小学校は、全校で校区の海岸の生物調査を行っているほか、海浜の美化活動にも積極的に取り組んでいます。

【活動の風景】

写真は全校で行った海浜清掃の写真です。
ゴミ袋12袋分の大量のゴミが収集できました。

たくさんのゴミが打ち上げられています。



広い浜辺をみんなで手分けして掃除します。



みんなで記念撮影をしました。



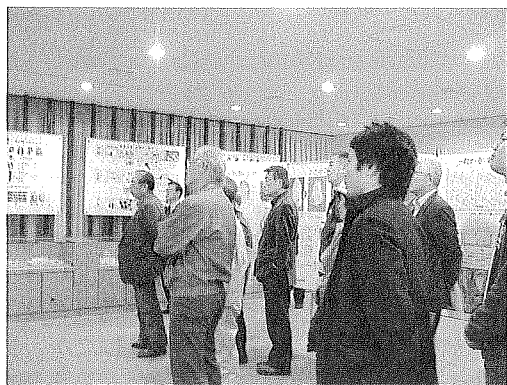
●コラム● 「せとうち海援隊」研修会

【事業内容】

せとうち海援隊への活動支援の一環として、研修会を広島県立水産海洋技術センターで行いました。

研修は広島県沿岸の漁場環境の推移をテーマにした講義を受けた後、センター内の見学を行ったほか終了後は、会議室で意見交換を行い、日頃の活動状況などを交流しました。

【研修の様子】

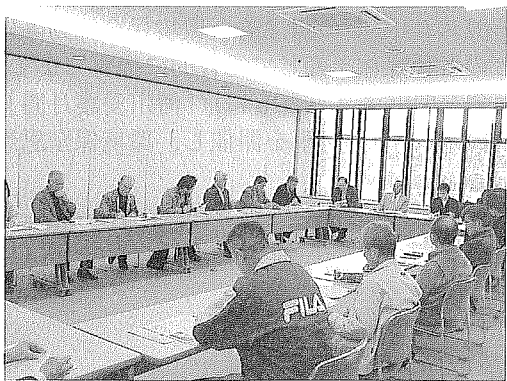
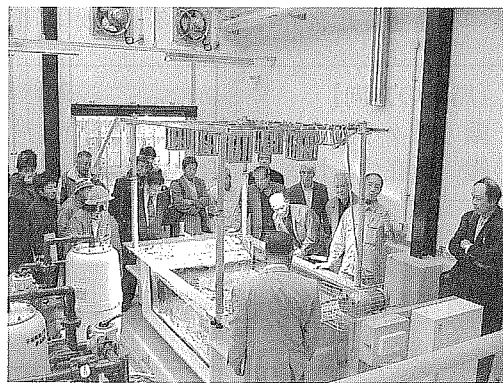


【施設見学】

見学通路に従って、説明を受けます。

【アマモ等の養殖実験の見学】

アマモ等の養殖実験をととして瀬戸内海の環境保全を考えます。



【意見交換会】

日頃の活動状況などについて、活発な意見が交わされました。

●コラム● 平成18年度環境月間ポスター入賞者

【概要】

環境月間ポスターの募集は、6月の環境月間に合わせ、児童・生徒がポスター作成を通じて、環境への関心と環境保全についての理解と認識を深めることなどを目的に、毎年行っています。

平成18年度も「小学生の部」、「中学生の部」及び「高校生の部」に分けて、募集を行ったところ、小学生の部で464点、中学生の部で201点、高校生の部で101点の合計766点の応募がありました。

【特選入賞者作品（県知事賞）】

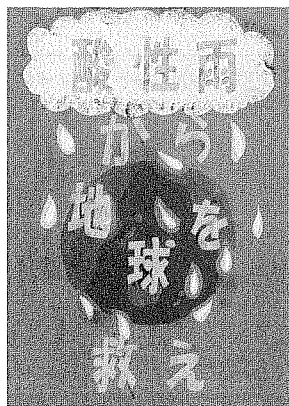


『マイバック』

わたしは、スーパーなどに買い物に行くとき「マイバックを使い、買い物袋をできるだけもらわないようにしたい。」と思って、このポスターを描きました。

みなさんも限りある資源を大切にしてください。

砂原 彩花さん（三原市立小坂小学校5年）



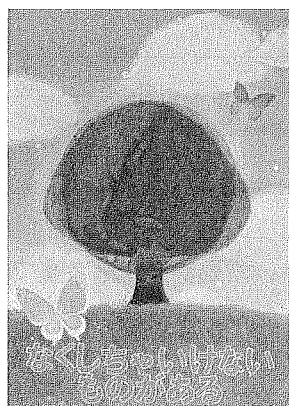
『酸性雨から地球を救え』

どんなものでも溶かしてしまう酸性雨。

でも、その酸性雨をつくっているのは私たちです。

少しでも、みんなにそのことを知ってもらいたかったので、このポスターを描きました。

牧岡 加奈さん（福山市立大成館中学校3年）



『なくしちゃいけないものがある』

「なくしちゃいけないものがある」の「なくしちゃいけないもの」とは、美しい自然、そして地球全体のことをさしています。

たった一つの地球のかけがえのない自然をいつまでも守り続けたいという気持ちをこめました。

一番こだわったのは、ポスターの中心に描いた木と地球が重なる部分です。

納得のいく色を出すために何度も色を重ねました。

このポスターを見て、もっと自然について考えてもらえたら嬉しいです。

槇村 沙耶子さん（広島県立三原高等学校2年）

●コラム● 教員を対象にした環境教育研修等の実施

【事業名称】

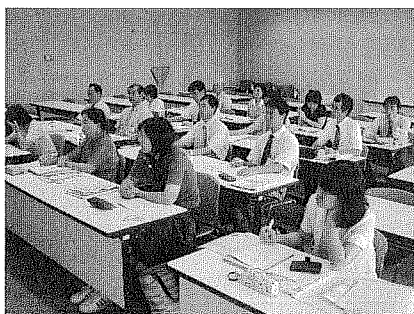
環の応援団サポーター養成支援事業

【事業目的】

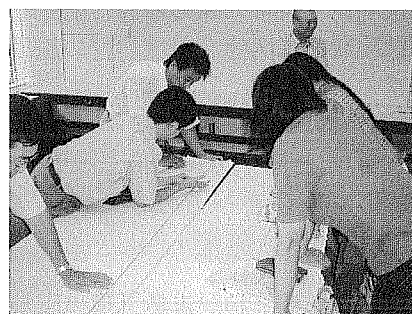
廃棄物抑制等の環境保全活動・環境学習の実践を指導できる教員を養成するため、教育委員会と連携して、県内の小中学校の教員を対象にした環境教育研修を夏休み期間中に実施しました。(研修参加者：20校28名)

【カリキュラム等】

	カリキュラム		実施日	
	テーマ等	ねらい	広島地域	福山地域
1日目	廃棄物	製品はどうしてごみになるのか、また、ごみになった後、どうなっていくのかを考えたうえ、ごみを減らし、環境に負荷をかけないためにはどうしていけばよいか足元から考える。	8月1日	8月3日
2日目	循環型社会	持続可能な社会をつくるため、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムや、私たちのライフスタイルを見直し、環境への負荷が少ない資源循環型社会システムへと変革していかなければならないことを認識する。	8月2日	8月4日
3日目	エネルギー・地球温暖化	未利用エネルギーが身近に様々な形で存在していることに気づき、その利用方法を学ぶ。また、地球温暖化の現象を通じて、環境問題のグローバル性を認識したうえ、学校や家庭、地域でできる取組みを考える。	8月8日	8月10日
4日目	プログラム作成・模擬授業実践	3日間で学んだプログラム例を参考に、受講者がそれぞれ独自の環境学習プログラムを作成するとともに、模擬授業により、実際の授業の場での展開を試行することにより、その実行性と熟度を高める。	8月9日	8月11日



環境基礎知識の修得研修を行いました...



環境学習プログラム例の紹介を行ったうえ、受講者自身がプログラムを体験しました...
(※写真は、「地球年表作成」の様子)



グループ毎にプログラムを作成した後、模擬授業を行いました...

参加者の声

- 環境問題は、幅広いため、環境学習の展開手法には、これまで試行錯誤していたところであるが、今回の研修でいろいろな切り口を学べた。
- 学校での環境学習の授業に役立つ資料をたくさん提供してもらい、参考になった。早速、学校で実践したい。
- 模擬授業において、他の学校の先生の授業を見ることができ、大変勉強になった。
- 自分自身、環境配慮への意識が高まった。自分自身が率先して取り組むことで、子供たちの意識を高めたい。
- 楽しい研修だった。この楽しい気持ちを授業づくりに反映させたい。

●コラム● 地球温暖化防止・資源循環型社会へ向けた環境学習の推進

【事業名称】

環境学習推進事業

【事業主体】

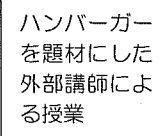
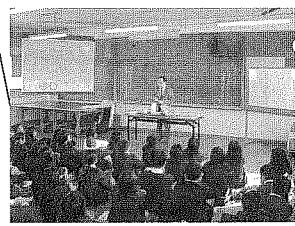
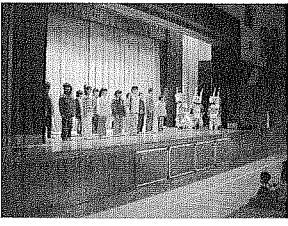
広島県

【事業目的】

今日の地球温暖化などの地球的規模の問題や、人の健康や生活環境に被害をもたらす公害や廃棄物に係る地域的な問題は、いずれもその原因に私たちのライフスタイルが密接にかかわっています。

このため、児童自身が身のまわりの生活を振り返りながら、日常生活が環境に負荷をかけている現実を認識したうえ、資源循環型社会に向けて何をしなければならないかを考え、学校での実践活動を通じて、具体的な行動へと結びつけます。

【事業概要】（※カリキュラム構成例）

段 階	タイトル	学 習 概 要	授 業 の 様 子
導 入	◆製品はどうやってゴミになるか	○どうしてゴミができるんだろう ○ゴミはどこに行くんだろう	 
	◆製品は資源とエネルギーからできている	○ゴミになる前はなんだったんだろう ○物を作るには何が必要なんだろう	
展 開	◆エネルギー消費が地球温暖化を招く	○電気はすごい ○電気は石油や石炭からできている ○石油や石炭を燃やすと…	 自転車発電による電気のしくみの体験型学習
	◆地球温暖化の原因は私たちにある	○このままだと地球はどうなる ○誰が温暖化を進めているか ○学校でのCO ₂ の量を調べてみよう ○家庭でのCO ₂ の量を調べてみよう	
	◆地球温暖化防止のために何をしたらよいか	○環境にやさしい商品 ○ぼくたち、わたしたちにできること	 スーパーの施設見学で商品の環境ラベルを調査
見 学	◆施設を見に行こう！	○施設見学により廃棄物や新エネルギーへの取組を実感	 学習してきた内容を保護者や地域の人たちの前で発表
まとめ	◆循環型社会形成に向けて	○ゴミやCO ₂ が出ない世界があった ○3Rと「もったいない」 ○未来の日本、未来の地球	

●コラム● 「環境の日」ひろしま大会

【実施目的】

広く県民、民間団体、企業等の参加のもとで、環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月の環境月間行事の一環として、平成6年度から毎年開催しています。

【実施内容】

○記念式典

日時：平成18年6月3日（土）14：00～14：30

内容：ひろしま環境賞、環境月間ポスター表彰式

○環境学習・環境保全活動等の展示等

日時：平成18年6月3日（土）10：00～17：00

平成18年6月4日（日）10：00～16：30

内容：企業、団体、行政の行う環境学習・環境保全活動等の展示等

出展団体等：広島環境サポーターネットワーク、(株)エフピコ、大学環境ネットワーク協議会、(社)広島県産業廃棄物協会、中国電力(株)、中電環境テクノス(株)、中電技術コンサルタント(株)、中国高圧コンクリート工業(株)、(株)エネルギア・コミュニケーションズ、広島ガス(株)、広島県（環境対策室、環境調整室、自然環境保全室、循環型社会推進室）、広島市環境局、広島市地球温暖化対策地域協議会、(株)クリーン技研、環境省中国四国地方環境事務所広島事務所、(株)NTTドコモ中国、(有)上野園芸、アムケット沼田町、(株)砂原組、ミサワ環境技術(株)、(社)広島県環境保全センター、(有)ウシオ、西日本リネンサプライ(株)、東洋観光(株)

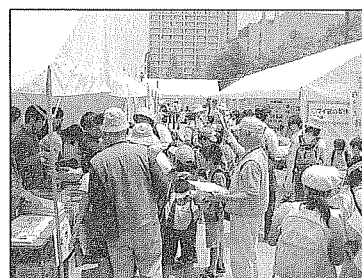
【主催】

「環境の日」ひろしま大会実行委員会

（構成団体：広島県、広島市、ひろしま地球環境フォーラム、(財)広島県環境保全公社）



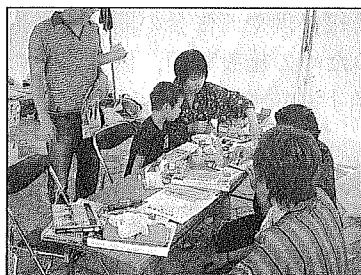
【総合受付前】



【会場内の様子】



【企業の取組みのPR】



平成18年度は、環境学習・環境保全活動を積極的に推進する県内大学の連携組織「大学環境ネットワーク協議会」（6/1 発足）がフリーマーケット、工作教室、ステージイベントなどを行い、大会を盛り上げました。

●コラム● 平成18年度ひろしま環境賞受賞者活動内容

○「広島環境サポーターネットワーク」(広島市)

代表者 中村 弘治

環境への県民の関心を高めるため、行政などが実施する数多くの環境保全事業に参画し、リサイクル工作や環境劇公演など県民にわかりやすい手法で普及啓発活動に努めている。

特に、年間150件以上にわたる小学生への環境学習事業の実施や、県内各地での水辺教室・干潟調査などの体験型環境学習の場の提供を継続的に行っている。

また、自主的な河川調査や汽水域調査などにより、データの蓄積を行い、研究機関などへ積極的に情報発信も行っている。



○「グリーンコープ生活協同組合ひろしま」(広島市)

代表者 吉川るみ子

主に消費者としての視点で事業を行う中で、環境を守る活動に継続して取り組んでいる。

環境に優しい石けんの利用を広める運動や、松葉を使ったダイオキシン調査、太田川の環境ホルモン調査、環境保全に役立つ暮らしをしているかを調査する環境家計簿運動、トレーやビンのリユース運動など、地道な活動を継続して実施している。

自主的な活動を通じて、地域への環境保全の普及啓発に貢献している。

○碓井 悦子(呉市)

20年以上にわたり、様々な環境活動に関する委員を歴任し、常に環境活動グループの中心的存在として時代に則した環境保全活動を市民層へ展開し、自らも地道に実践してきた。特に呉市におけるカレット回収、県内初の取組みとなった店舗でのトレー回収、マイバッグ持参運動などの活動は、県内の他市町へも波及するなど、資源循環型社会の推進において大きく貢献した。

また、環境保全アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員として、学校や市民を対象に環境学習も多数実施している。